

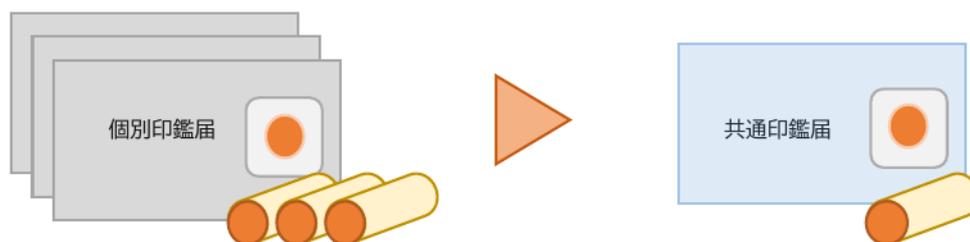
ご預金の「ご印鑑お届け手続き」が簡単になりました！

## 『共通印鑑届』のご案内

いつも大分県信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、ご預金の新規申込み手続きのほか、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、令和8年4月より預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑届』の取扱いを開始しましたのでご案内申し上げます。

現在ご預金を新規にお申込みの際、お客さまからお取引印鑑をいただいている「個別印鑑届」の取扱いから、当初一度のお届出で2回目以降のご預金の申込み時にはお取引印鑑をお届けいただく必要がなくなり、払戻しをされる場合にお取引印鑑が分かりやすくなる『共通印鑑届』を取扱うものです。



### 【共通印鑑のお取り扱いについて】

1. 令和8年4月以降に開設される、当座預金・財形貯蓄預金を除く預積金が『共通印鑑届』の対象となります。
2. 『共通印鑑届』お届出以降の新たに生ずるお取引に使用する印鑑は『共通印鑑届』のご印鑑となります。
3. 『共通印鑑届』お届出時には、お客さまの顔写真付きのご本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証等)をご提示ください。

### 【ご注意】

- ・ 『共通印鑑届』は、お客さまのお取引印鑑を統合するものです。
- ・ 当座預金・財形貯蓄預金については従来どおり、お取引印鑑の届出が必要になります。
- ・ 現在契約中の「当座預金」・「財形貯蓄預金」を除く預積金について「共通印鑑届」の取扱いを希望される場合は、『共通印鑑届』と共に「届出事項変更届」「現在お使いの印鑑」「共通印鑑としてお使いになる印鑑」が必要になります。

※詳しくは、けんしんの窓口までお気軽にお問い合わせください。